

入札談合の再発防止対策



総合技術政策研究センター 国土マネジメント研究官 西牧 均

1993年（平成5年）に起きた「ゼネコン汚職事件」をきっかけとして、我が国では一般競争入札の導入を始めとした入札談合防止対策を講じてきました。さらに、2005年（平成17年）に発生した鋼橋上部工事の発注に関する談合事件を受けて、国土交通省は、競争性や透明性の向上等を内容とする、入札談合再発防止の対策をとりまとめました。

その概要は以下の通りです。

1. 競争性向上のための入札方式の改善等

(1) 一般競争方式の拡大

予定価格7.3億円以上から3億円以上の工事に拡大。さらに、2006年度（平成18年度）中には予定価格2億円以上の工事に拡大。

(2) 総合評価方式の拡大と充実

適用工事の拡大、評価項目の充実、透明性の向上。

(3) 入札情報の公表方法の改善等

指名業者名の事後公表の推進、入札結果に係る情報の公表方法の改善、不落随契の原則廃止等その厳正化。

2. 入札契約の過程に対する監視の強化
3. ペナルティーの強化
4. 受注企業のコンプライアンスの徹底
5. 再就職・早期退職慣行の見直し
6. 発注担当職員による的確な職務遂行

発注者支援の新たな取り組み



総合技術政策研究センター 建設マネジメント研究官 濱田 俊一

「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という）」の成立を踏まえ、国総研は学識経験者等からなる委員会を設置し、2005年9月に「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」をとりまとめた。

品確法では、発注者をサポートする仕組みの明確化が大きな柱となっているが、市町村等の一部では体制が脆弱であることから、これらの発注者を支援するための諸規定を整備する必要がある。

中部地方整備局では、各地方整備局に先駆けて、以下のような市町村支援に取り組んでいる。

1. 公共工事発注者支援業務技術者認定制度

9月20日開催の施行体制の確保に関する推進協議会において、6機関で計206名の技術者を

認定。

2. 中部地方整備局主催技術研修等への参加
中部地方整備局が主催する技術研修等を市町村職員に開放。
3. 小規模工事向けの各種基準等の作成
国土交通省版の各種基準を、市町村で実施されている小規模な工事にも適用しやすくするため、小規模工事向けの各種基準（案）を作成し、各自治体において施行。
4. 市町村との意見交換会を実施
「品確法」及び基本方針の主旨の理解促進はもとより、各種支援方策を活用し、公共工事の品質確保促進の取り組みを促進。